

## 種苗法改正に関する意見書（案）

現在、国において、品種登録をした農産物の国外流出の防止を図ること等を目的とした種苗法の改正が検討されている。

日本の優良品種の国外流出を防止し、今後の新品種の開発を加速化するためにも育成者権者に無断で増殖、譲渡することを制限するなどの措置を講ずることは知的財産の保護という観点からも必要である。

本県においても、種子法の廃止を受けて新たに条例を定め、優良な種子を安定的に生産供給できる体制を整えている中で、県が育成した品種の地域外での不正な栽培を防止することは有用である。

しかしながら、今回の種苗法の改正によって登録品種を作付用の種苗として使う自家増殖が許諾制となり、一部の農家からは事務手続や費用負担の増加などにつながるのではないかと不安の声が上がっている。

また、国は農産物の大半を占める一般品種には規制が及ばず影響は限定的としているが、現行法においても育成者権の効力がおよぶ植物は年々増加しており、法改正後も登録品種が拡大すれば、外資を含む一部の大規模な種苗企業が許諾権を独占することが懸念され、家族農業によって支えられてきた日本の農業の根幹を揺るがしかねない。

よって、国においては、種苗法の改正にあたり、下記の項目について対策を講じるよう求める。

### 記

- 1 知的財産の保護を最優先とするのみではなく、農業者が営農を継続するために必要な法改正とすること。
- 2 農業者が登録品種の自家増殖を行う際の許諾制については、その手続や費用等が農業者にとって負担とならないような制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 7 月 10 日

福 井 県 議 会